



申4号「賃金制度等の改正について」に関する申し入れ団体交渉を行う！②

第3項「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」に支給される職務手当については、転換教育を担当する場合も支給すること。

- (組合) 担う人からすれば、新規の教育と転換の教育で大きく変わらない。
- (会社) 新規と、既に動力車操縦者免許を取得している人とで、**異常時対応や運転法規などに差がある。**
- (組合) 乗務員への過程が変化していく。転換教育も種類が増えていく中で考慮すべきだ。
- (会社) 既に運転士に職名があり、資質があるので、転換教育に支給は該当しない。
- (組合) 免許や車種が変わるのは大きな違いである。**教育も実際苦勞している。新規と同様にすべきだ。**
- (会社) 基本給の他に職務遂行能力が必要になった時に限定的に支払っている。転換は対象にならない。
- (組合) 代務で技術指導する際にも手当を支給すべきだ。
- (会社) 代務に入った回数把握に手間を要する。公平感をとるのも難しい。
- (組合) 乗務員以外の教育担当についても、公平性という意味では支給すべきだ。
- (会社) 系統によっては職場全体で教育することもあり、一様にはできない。

第4項 夜勤手当の割増率は50/100とし、適用時間を22時から7時とすること。

- (組合) 夜間作業が一般的に敬遠される中、魅力を上げ定着を図る必要がある。
- (会社) 昨年、深夜早朝勤務手当てを見直した。現行でも法定水準よりも高く、今回提案した40/100は更に魅力を上げるための提案である。
- (組合) 信通では、**現車確認の徹底で、朝7時までの作業もある。実態に即して改善すべきだ。**
- (会社) 時間外労働が増えることは望ましくない。電気部門の変革2022でも議論したが、夜間作業の回数を減らすことなど、働きやすさも考慮していきたい。

第5項 扶養親族移転料には、子の制服等の切り替えにかかる費用を実費として含めること。

- (組合) 扶養親族移転料に子供の制服等費用を支給することを想定していたのか？
- (会社) フォーカスしていない。旅費とは違った性質になる。
- (組合) **転居に伴い発生する費用**だ。3~8万円程度と**費用の幅もある**ので、**実態をみて支給すべきだ。**
- (会社) **制服等の費用を旅費や賃金、福利厚生として支給するのは馴染まない。**強いて適用できるとすれば福利厚生だ。問題意識は否定しないが、現在のところ変更する考えは無い。

第6項 移転休暇について、特休もしくは公休と連続させる場合にも認めること。

- (組合) 移転休暇が取得できていない。どのような場合に取得できるかなど明確では無い。
- (会社) JR発足前からの制度だが、交通ネットワークが今よりも普及していない頃のものだ。取得はゼロでは無い。特公休での引越が基本である。
- (組合) 今でも特公休では対応出来ないこともある。引越業者の関係もある。
- (会社) **状況は様々なので、申請されたら距離や事情を考慮して判断している。**取扱いは変えない。

第7項 賃金制度改正の内容については、全社員に対して説明会を開催し、具体的な変更内容を周知すること。

- (組合) 詳細な部分も全社員に説明するべきだ。内容が分からないことに不安を感じている。
- (会社) ショブローテーションと関係しており、秋の面談も含め説明方法は検討中である。
- (組合) 日当等の支給に関しては、個人によって内容が違うことから、説明は必要だ。
- (会社) **丁寧な説明をしていく。**不安なことは問い合わせてもらい答えていく。

公平で納得できる制度の実現を求めて議論を継続します！